

任期付職員の募集

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）」に基づく任期付職員の募集

会計検査院では、国際業務（外国の財政監督制度の調査に関する事、最高会計検査機関国際組織に関する事並びに国際協力及び海外との連絡に関する事等）に従事する任期付職員を募集しています。募集内容及び応募要領は以下のとおりです。

1 業務内容

外国の財政監督制度等に関する情報収集、調査・分析
各国の最高会計検査機関等との交渉・連携・調整
最高会計検査機関国際組織等の国際会議への参画や情報収集、調査・分析
国際会計基準の策定についての情報収集、調査・分析
国際協力及び海外との連絡に関する事務

2 募集人員

1名

3 応募資格

以下①から④までの条件を全て満たす方

- ①一定水準の英語の語学力を有すると認められる者
- ②会計検査業務又は監査業務に計5年以上従事した経験があること
- ③外国の政府機関等に関する調査・分析能力があること
- ④国際機関及び国際会議に関する知見があること

※以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

1. 日本国籍を有しない者
2. 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
3. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用

※ 国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限が適用されます。

5 任用期間

令和4年4月1日から6年3月31日まで（予定）

6 勤務条件等

- (1)勤務地：会計検査院（東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館）
- (2)給与：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給
- (3)諸手当：通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等（法令等に基づき支給。）
- (4)勤務日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）
- (5)勤務時間：次のAからEのいずれか
 - A：8時30分から17時15分
 - B：8時45分から17時30分
 - C：9時00分から17時45分
 - D：9時15分から18時00分
 - E：9時30分から18時15分※(A、B、C、D、Eともに休憩時間12時～13時)
- (6)休暇：年次休暇、特別休暇等あり
- (7)服務：国家公務員法に定める服務規律や国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の規定が適用されます。
- (8)社会保険：国家公務員共済組合

7 応募要領

(1) 応募方法：次の応募書類各1通を下記送付先まで郵送により送付してください。

※書類の送付に当たっては、封筒に「職員（実務経験者）応募書類在中」と朱書きしてください。

①履歴書（様式自由、写真貼付、電話番号及びメールアドレスを記載。）

※英検、TOEFL、TOEIC等、各種語学検定を受けている場合には、受験年月及び結果・得点等も履歴書に記入して下さい。

②職務経歴書（様式自由）

③研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し

④小論文（様式自由（800字以上1,600字以内））

テーマ：「会計検査院に採用された場合、これまでの職務経験やスキルをどのように仕事に生かせるか具体的に述べてください。」

(2) 募集期間：令和4年1月10日（月）までに必着（応募の状況により延長あり）

(3) 選考方法：一次選考（書類審査）、二次選考（面接審査）

書類審査の結果、二次選考（面接審査）を行うこととなった方のみ、面接試験の日時・場所等をご連絡いたします。

(4) その他：応募書類についての秘密は厳守します。

応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。

また、採用される方には、各自で健康診断を受診し、その結果を提出していただくことがあります。

＝応募書類送付先＝

〒100-8941

東京都千代田区霞が関3-2-2

会計検査院事務総長官房

人事課人事係 あて

＝問い合わせ先＝

会計検査院

うえの えいふく

事務総長官房人事課 上野、永福

電話 03-3581-8122（直）

E-Mail recruit@jbaudit.go.jp